北九州市教育委員会事務
点 検 ・評 価 報 告 書
【令和５年度実績】

令和6年9月
北九州市教育委員会

□　はじめに

　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 26 条では、すべての教育委員会において、「その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」と義務付けられています。

　これを受け、北九州市教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくために、「第 2 期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」（計画期間：令和元年度～5年度）（以下、「第 2 期教育プラン」という。）に基づく、令和5年度の教育委員会の事務について、点検及び評価を行いました。本報告書は、その結果及び教育に関し学識経験を有する者の意見をまとめたものです。

　なお、この第 2 期教育プランの計画期間が令和 5 年度で終了することを受け、令和6年度からは、次期教育プラン（教育振興基本計画）となる「北九州市こどもまんなか教育プラン」に基づき、効果的な教育行政を進めてまいります。

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律》

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

◆本報告書における「幼稚園」「小学校」など学校種の記載は、原則として「市立」の幼稚園、学校を指します。

□ 第１章 北九州市教育委員会について 4

□ 第２章 教育委員会の活動状況
１ 教育委員会会議 5
２ 総合教育会議の開催 5
３ 委員の活動状況 6
４ 委員のコメント 7

□ 第３章 点検･評価について
１ 第２期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン 11
２ 点検･評価についての基本的な考え方 13

□ 第４章 令和５年度施策の点検･評価
施策体系と評価一覧 14
施策１ 確かな学力の育成 16
施策２ 健やかな体の育成 20
施策３ 豊かな心の育成 26
施策４ 特別支援教育の推進 29
施策５ 大量退職･採用時代における教員の資質向上 32
施策６ 学校における業務改善の推進 34
施策７ 長期欠席、いじめ等へのきめ細かな対応 36
施策８ 児童生徒等の安全の確保 41
施策９ 家庭･地域･学校の連携 43
施策10 社会的･経済的な課題への対応 46
施策11 教育環境の整備 47
施策12 学校施設の整備 49

□ 第５章 学識経験者等の知見の活用
１ 概要 50
２ 学識経験者等の意見 51

□ 第６章 巻末資料
１ 令和５年度 教育委員会会議付議案件一覧 65

第１章　北九州市教育委員会について

北九州市教育委員会

北九州市教育委員会は、教育長及び５人の委員をもって組織している。

教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、市長が議会の同意を得て任命する。任期は３年。教育委員会の構成員かつ代表者として会務を総理し、合議体の意思決定に基づき事務を執行する。

委員は、人格が高潔で教育･学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、市長が市議会の同意を得て任命する。任期は４年。

また、教育委員会の権限に属する事務を処理するために、教育委員会に事務局を設置する。

教育長	田　島　　裕　美	平成 31 年 4 月 1 日就任
委員（教育長職務代理者）	大　坪　　靖　直	平成 30 年 7 月 9 日就任
委員	郷　田　　郁　子	令和 3 年 10 月 9 日就任
委員	香月　きよう子	令和 5 年 7 月 1 日就任
委員	中　島　　良	令和 5 年 7 月 1 日就任
委員	清　成　　真	令和 6 年 4 月 1 日就任

（令和6年4月1日現在）

北九州市教育委員会事務局

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に事務局を置いている。

（令和6年4月1日現在）

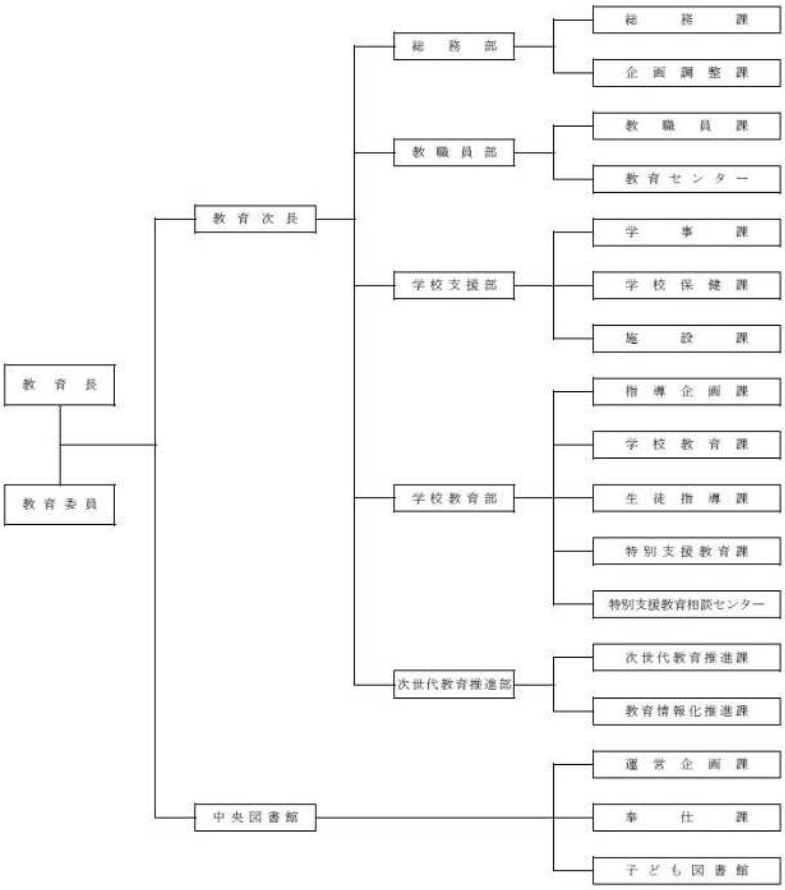

第２章　教育委員会の活動状況

１　教育委員会会議

⑴ 審議の状況

教育委員会では、令和５年度に教育委員会会議を２０回開催し、議案の審議等を行った。

また、教育委員会会議での議論をより深め、委員がその役割を十分に発揮できるよう、議案等の審議に先立ち、毎回、委員による勉強会を行った。

議案等の内容	件数
基本方針・計画の策定	21
教育委員会規則等の制定・改廃	12
人事（異動方針・懲戒等）	7
議会への提出議案・概要報告等	17
教科書採択等	5
教員等の選考試験	2
審議会委員等の任命・委嘱	14
その他教育委員会の個別事業等 (コロナに関する案件含む)	6
合　計	84

※上記件数には議案４０件のほか、協議・報告等 44 件を含む。

⑵ 傍聴者の状況

５１人（延べ数）

２　総合教育会議の開催

地教行法第１条の４により、市長と教育委員会が協議・調整をする場として総合教育会議を置くこととされ、平成２７年度から「北九州市総合教育会議」が開催されている。令和５年度は、計２回（令和５年11月13日（月）及び令和６年２月６日（火））開催され、次のテーマについて活発に意見が交わされた。

○次期北九州市教育大綱の策定について
（第１回・第２回）
○いじめの重大事態について（第２回）

3　委員の活動状況

教育委員の活動は、月2回開催される定例の教育委員会会議のほかに、本市教育行政の向上を目的とした、他都市先進事例や市立学校･教育施設、教育活動の視察、関係団体との意見交換、指定都市教育委員の協議会への出席、マイスター教員認定式や学校の創立記念式典への出席等、活発な活動を行っている。

⑴　他都市視察 第１回（令和5年12月18日～19日）

○兵庫県加西市立北条東小学校　視察

加西市 STEAM 教育の取組について、意見交換及び授業の視察を行った。

○神戸市教育委員会　訪問

学年（チーム）担任制について、同市の先進的な取組の成果や課題感等に関する意見交換を行った。

○京都市立洛友中学校　視察

学びの多様化学校（不登校特例校）を訪問し、夜間中学との連携等をはじめとした同校の取組について説明を受け、授業を視察した。

⑵　他都市視察 第２回（令和6年1月11日～12日）

○放課後学童クラブ　おへそ学道場　視察

同クラブ独自の哲学教育の取組について、視察を行った。

○佐賀県教育委員会　保健体育課　面会

医師会等と連携した性に関する教育について、意見交換を行った。

○武雄市図書館　視察

図書館改革の経緯や指定管理の状況等について聞き取り、視察を行った。

4　委員のコメント（活動を通した所感）

■大坪靖直委員

令和５年度の活動で最も印象深かった業務は、「北九州市教育大綱」の策定に関するものであった。教育大綱は市長が作成するものではあるが、武内市長は教育委員との意見交換会を４回設けられた。今回の教育大綱は、令和６年度から５年間の北九州市の教育行政の方向性を示すもので、５つの柱から構成されている。１つめは、すべてのこどもにとって「居心地のよい学校」を作ること。２つめは、こどもが失敗を恐れず挑戦し、志と人間力を高められる環境をつくること。３つめは誰一人取り残さない学びと、未来を見据えた先端的な学びを進めること。４つめは、自律的で特色のある学校づくりを進め、教職員のウェルビーイングを高めること。そして、５つめは、地域とのつながりの中で、社会全体でこどもを見守り支え、育てることである。

どれも大切な柱ではあるが、市長との意見交換では、失敗を恐れずに挑戦し続けるこどもの姿について、時間的にも内容的にも意見を交わしたことが思い出される。教育大綱に示されたこどもや学校、地域の姿を具体的にどのような手法で実現させていくかが教育委員会の役割と責任であると受け止めている。もちろん、易しい課題であるとは微塵も思っていないが無理な課題であるとも思ってもいない。与えられた時間と制約の中で、少しでも教育大綱で示されたこどもや学校、そして地域の姿に近づけるように尽力するとともに、市民の皆様の助力も得ながらこれらの課題と真摯に向き合う所存である。

■郷田郁子委員

令和 5 年度は第 2 期教育プランの最終年である。この 5 年間の間にはコロナ禍があり、思うような活動ができなかった期間も長かった。その中でも当初掲げた目標に向けて取り組まれた学校教職員の皆様および委員会事務局のご尽力に、心から感謝申し上げたい。

コロナ禍から日常を取り戻しつつある中で、体力や学力などで少しずつ改善してきた項目があることは喜ばしい。また、読書習慣の定着や教員志望者の増加など、一つ一つの地道な取り組みが成果を上げているものもある。それらを継続するとともに、ICT 活用の拡大や働き方改革の定着化など、時代に合わせた取り組みを引き続き進めて頂きたい。

一方で、長期欠席児童生徒数や特別支援学校高等部卒業生の一般就業率など、依然として改善が見られない項目もあった。これは一時的なものではなく、社会変化による部分もあるだろう。新しい取り組みを進めているところであり、今後の成果に期待したい。また、施設の老朽化に伴う外壁等の落下事故などが続いており、安全･安心な教育環境を守るための対策が急務となっている。限られた予算内での施設マネジメントは難易度の高い課題だが、着実な取り組みが重要である。

本市を含め、少子高齢化が進む中で、人手不足とそれに伴う人件費および物価の高騰が続いている。給食調理のためにスチームコンベクション･オーブンの全校配置を行うなどの機械化や、tetoru など ICT の活用が進められている。業務効率化に向けた投資を行い、それにより「人が人と向き合う」部分に注力できる環境の整備がより進むことを期待したい。

令和 6 年度からは次期教育プラン（教育振興基本計画）となる「北九州市こどもまんなか教育プラン」が始まる。これはこれまでの成果を踏まえた未来に向けた計画であり、学校現場での実現を楽しみにしている。より良い教育現場の実現に向けて、関係各者の皆様の尽力に期待するとともに、私も微力ながら努めて参りたい。

■香月きよう子委員

令和 5 年5月に新型コロナウイルス感染症が5類となり、学校はほぼ発生前の状況に戻ってきている。しかし、医療界の懸念通り、インフルエンザを始め夏風邪や RS ウィルスなどの感染症が繰り返し、北九州市は大きな被害はなかったが、災害列島との異称もあるように地震･風水害など災害の多い1年だった。まだまだ抑制の残る状況ではあるが、その中で児童生徒、教職員が一体となって頑張っている姿には感動を覚える。今後生きていくに必要な確かな学力、健やかな体、豊かな心の育成に注力している。評価が平均を上回るのをよしとするのをどう考えるかは議論が必要だが、全国体力･運動能力テストでは持久力以外の多くの項目で全国平均を上回っている。ただ、全国的にコロナ禍で体力の低下、肥満の増加、コミュニケーション能力の低下が指摘されている。

一方、特別支援教育はその対象希望者の増加に加え、その特性に対応するため多くの人材が必要で十分な対応ができているとは言い難い。教職員の超過勤務も少なくない。

本市は、朝食の摂取率が他都市に比べて低い。また、本市だけに限らないが睡眠時間も短い。成長期である児童生徒に規則的な生活はとても大事である。食事は身体をつくるのに欠かせない。3食摂らないと必要な栄養素が取れない。必要な栄養素が足りないと、身体のみならず脳の発育にも悪影響が出る。睡眠も必要な量が取れないと同様である。規則的な生活は窮屈に感じることもあるかもしれないが、ざっくり2時間程度の変動でなければ必要なホルモンバランスも崩しやすく、体調不良、心身の発育にも影響が出る。

ともあれ、児童生徒が今後生きていくのに足りうる能力を身に付け、教職員が生き生きと働ける環境を醸成していくことを望む。

■中島良委員

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に位置付けられ、学校の中に従来と同じ行事や体験学習が戻ってきたと同時に、それまでにダイナミックに変化した教育の方法との調整を図り、これからの教育のあり方を考える転換の時期であったように思う。

学校教育には、従来の集合型の方法で得られる「体験」を重視しつつ、1人1台端末を利用した多様な学び方を統合していくことで、子どもたちの探究の幅を広げ、より深い学びの場を提供していくことが期待されている。また、それらの学びを支える教員のウェルビーイングも重要な観点であり、子どもたちの身近な大人モデルである教員が心身ともに健康であることはよりよい教育を提供するための一つの要素であることが再認識されてきている。

子どもたちが生涯にわたってレジリエンスの力を発揮し、自己実現し、充実した社会生活を送ることができるようにするためには、教育はどうあるべきかについてはこれまでも常に問われ続けているところであるが、今一度、再考する時期となったように思う。本市では、不登校の児童生徒支援のために様々な形の居場所の提供とそれらを柔軟に変更できる体制を整えたり、教職員の採用段階から特別支援教育の観点を持った人材を登用したり、教職員の人材育成レベルを明確化し効果的なスキルアップを図ったり、地域の動向について長期的な視野を持ち学校規模の適正化について検討したりと、すべての子どもたちの学びと成長のための仕組みを様々な観点で調整してきている。これらは、令和6年度に新たに策定された教育大綱やそれをもとにした教育振興基本計画につながる重要な要素となったと思う。

子どもたちの将来のために、学校が様々な学びと成長が得られる場所となるよう、教育委員会には常に考え変化し続けることが期待されるとともに、それに寄与できるよう微力ながら尽力したいと考えている。

第3章　点検･評価について

1　第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン

(1)「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」の策定

北九州市では、教育基本法に基づき、地方公共団体の教育振興基本計画である教育プラン（第1期計画期間：平成21（2009）年度～平成30（2018）年度、平成26（2014）年2月中間改訂）を策定し、子どもの教育に対する満足度を高めるとともに、市民の参画を進める取組を総合的に推進してきた。

その結果、学力や体力の向上、文化芸術に触れる取組の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材の配置･充実によるきめ細かな対応、スクールヘルパー等の市民の教育参画の推進、経済界との連携による学校支援事業などの地域との連携の充実など、様々な成果や前進があった。

第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン

令和元（2019）年8月

北九州市教育委員会

第1期教育プランは平成30年度をもって計画期間が終了し、令和元（2019）年5月に北九州市総合教育会議において、新たな「北九州市教育大綱」が策定されたことから、教育を取り巻く社会状況等の変化や、これまでの成果･課題に対応するため、「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」（以下「第2期教育プラン」という。）を令和元（2019）年8月に策定した。

(2) 第2期教育プランの見直しの視点

① ＳＤＧｓの視点

本市は、平成30（2018）年6月に『ＳＤＧｓ未来都市』に選定され、全市を挙げてＳＤＧｓの推進に取り組んでいる。また、令和元（2019）年5月に新たな「北九州市教育大綱」が策定され、その基本方針･副題として「ＳＤＧｓの視点を踏まえたシビックプライドの醸成」が盛り込まれている。

このことから、第2期教育プランでは、教育活動全体をＳＤＧｓに示される17の目標の視点で整理するとともに、「誰一人取り残さない」というＳＤＧｓの理念を踏まえた学校教育を推進していくこととしている。

② 新たな時代を切り拓く力を育む視点

人口減少･高齢化、グローバル化、AI等の技術革新など、私たちを取り巻く環境が急速に変化していることから、グローバル化に対応するための「英語教育の充実」、AI等の技術革新の進展に対応する「未来を見据えた教育の情報化」等を新たに盛り込んだ。

③ 働き方改革の視点

教職員のワーク･ライフ･バランス等の充実を図ることが、教職員の健康保持や一人一人の児童生徒に向き合う環境づくりにもつながることから、施策の柱に「働きがいのある学校づくり」を盛り込んでいる。

⑶ 第2期教育プランの体系

■ビジョン《vision》～本市学校教育の目標～

①目指す子どもの姿

地方創生には郷土への誇りと愛着が不可欠であり、予測困難な時代に、新たな価値を創り出し、自立し思いやりのある社会をつくり出していく能力や態度を育むことが重要であることから、北九州市の学校教育が目指す子どもの姿を次のとおり定める。

自立し、思いやりの心をもつ子ども

新たな価値創造に挑戦する子ども　　本市に誇りをもつ子ども

②目標達成に向けた取組方針

第2期教育プランを確実に推進するため、目標達成に向けた取組方針を次のとおり定める。

学校・教職員と教育委員会は、互いにコミュニケーションを図り、目標を共有し、一体となって取組を進める。

■5つのミッション《mission》と12のアクション《action》

第2期教育プランでは、計画期間の5年間で果たすべき5つの『ミッション（使命）』を掲げている。また、各ミッションを達成するために必要な12の『アクション（施策）』を設定し、重点的な取組やその方向性を示している。

ミッション（使命）	アクション（施策）
mission1 時代を切り拓く力の育成	1　確かな学力の育成
	2　健やかな体の育成
	3　豊かな心の育成
	4　特別支援教育の推進
mission2 働きがいのある学校づくり	5　大量退職･採用時代における教員の資質向上
	6　学校における業務改善の推進
mission3 安心な学びの場づくり	7　長期欠席、いじめ等へのきめ細かな対応
	8　児童生徒等の安全の確保
mission4 市民総ぐるみでの支援	9　家庭･地域･学校の連携
	10　社会的･経済的な課題への対応
mission5 未来を見据えた環境整備	11　教育環境の整備
	12　学校施設の整備

2　点検･評価についての基本的な考え方

⑴ 実施にかかる基本的な考え方

･地教行法第２６条第1項では、点検･評価は、教育長及び事務局の事務執行を含む教育委員会の事務の管理及び執行の状況について行うこととされている。
･本市教育委員会では、第２期教育プランに掲載された施策を対象として、策定時に設定した指標などに基づいて有効性などの視点から点検･評価し、今後の施策や事務事業の方向性の検討に活用する。
･また、同法同条第２項では、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされていることから、外部の学識経験者を選任し、評価の内容などについて意見を聴くこととする。

⑵ 点検･評価の方法

①実施単位
第２期教育プランを構成する１２施策ごと

②指標
第２期教育プランを構成する１２施策ごとに重点指標及び参考指標を設定
･重点指標：各施策の進捗を評価するために必要かつ適切な指標
･参考指標：重点指標を補足するために必要な指標

③視点とまとめ方
上記の１２施策ごとの評価は、重点指標の評価と参考指標の達成状況を踏まえ評価する。
･重点指標は達成率を踏まえ、４段階評価を行う。
a 大変順調（達成率１００％以上）　※１６ページ以降の達成率欄に「目標達成」と表記
b 順　　調（同９０％以上）
c やや遅れ（同７０％以上）
d 遅　　れ（同７０％未満）
･施策ごとの全体評価については、重点指標と同様に A～D の４段階評価を行う。
○重点指標が３つの場合、a～d の中で最も多い評価を施策の評価とする
○重点指標が２つの場合、各指標の達成率の平均値で評価する

（参考）達成率の算出方法

Ⅰ　目標値以上を目指す指標
…　**実績値÷目標値×１００**

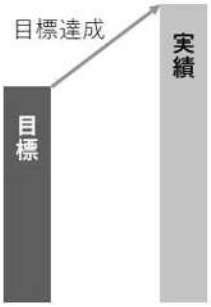

Ⅱ　目標値以下を目指す指標　【減少目標】
…　（「**目標値**」＋「**目標値との差**」）÷「**目標値**」×１００

※減少目標で実績と目標の差が目標を上回り、達成率がマイナスになる場合は「０％未満」と表記

④手順
･施策を所管する部署の自己評価
･学識経験者の意見聴取
･教育委員会会議での評価の決定
･議会への提出、公表

⑤市長部局の所管する事務事業の取扱い
第２期教育プランには、市長部局所管の事務事業が含まれているが、点検･評価の対象としては、教育委員会所管の事務事業及び補助執行分とする。